

一九世紀初頭北部ベンガルの洋式藍業

谷 口 晋 吉

一 序言

私は、今後三、四本の小論文を作成して、表題時期のベンガルの農村工業及び商品作物栽培に関する考察を行ってゆく予定でいる。農村工業及び商品作物栽培を研究するに当って、それらが英国支配下に育成された海外市場向け生産であるのか、在来の国内市場向け生産であるのかによって、相違に異った特徴を有していたと思われる。この小稿においては、典型的な海外市場向け産品であった藍について、ごく限られた史料に基づいてではあるが、若干の考察を加え、次稿以下に予定している糖業及び米穀生産という国内市場向け生産の研究にとっての比較軸として役立てたいと思う。

藍は、古来、インドの重要な輸出品目であり主にアジア及び中東にもたらされていたが、一六世紀末からヨーロッパ市場においてもシェアを伸ばし出し、一七世紀中頃までは対ヨーロッパ市場の主要な産品であった。だが、その後、一七世後半から西インド諸島で安価で良質な藍の産出が始まり、インド藍は急速に市場を奪われ一七二〇年代にはヨーロッパ向けの藍輸出は消滅した。⁽¹⁾インド藍が隆盛を誇った一六、七世紀には、その主要な産地は北部インドであり、インド農民・商人がその生産・流通を担っていた。⁽²⁾この期の藍業については長島弘氏の詳しい研究がある。

一八世紀末からベンガル地方を中心とする東部インドに、ヨーロッパ人企業者によって導入された藍業は、そ

れ以前と比べていくつかの際立った相違点を有する。ここでは、その相違点を詳細に論じる余裕はないが、在来藍業との対比において一八世紀以降のベンガル藍業を洋式藍業と名付けることが出来るであろう。

さて、紙幅が限られているので本稿の依拠する史料とその略号を示して、直ちに本文に入ることにしよう。

- (1) 税務局審議録 (*Proceedings of the Board of Revenue*): BR-P. とする。
- (2) 『ベンガル県記録集—ディナジブル県』(I) W. K. Firminger (ed.): *Bengal District Records. Dinajpur, Vol. I, 1787—1789, Shilong, 1914: BDR-DNR (I)*, とする。
- (3) F. ブキャナン『ディナジブル報告』F. Buchanan, *A geographical, statistical and historical Description of the District or Zila of Dinajpur in the Province or Subah of Bengal, 1833: Dinajpur Report*, とする。但し、本稿で『藍製造業に関する部分』は『Census 1931, West Bengal, District Handbook-Maldah, 所収のリポート』を用いた。*Dinajpur Report (M)*, とする。
- (4) F. ブキャナン『ディナジブル報告』F. Buchanan, *An Account of the District of Purnea in 1809—10, Patna, 1928: Purnea Report*, とする。

(1) W. H. Moreland, *From Akbar to Aurangzeb*,

London, 1923, pp. 107—118.

(2) 長島弘「一七世紀北インドにおけるアイの生産と流通——パヤーナ地方を中心として——」『史林』六三ノ四、一九八〇年七月、三一—六四頁。

二 洋式藍業の導入最初期の諸問題

本節では、ベンガル北部の二県(ディナジブルとラングブル)においてヨーロッパ人プランターが洋式製法によりヨーロッパ市場向けの藍生産を始めた最初期の諸問題を、税務局審議録、F. ブキャナンの『ディナジブル報告』、W. K. ファーミンジャー編『ベンガル県記録集—ディナジブル県』(I) などによりつつ探ってみることにした。

まず、ディナジブル県。当県については、一七八九年一月三〇日付けの藍プランター、H・クレイトン(H. Creighton)の書簡にみえる記述が、知りうる限りで最古のものである。彼は「奉公人(servant)に搬入費用などを支給して、一人当り一二—一五ピガという相当に大量の藍を栽培させていたのである。この文面による限り、季節の変動による危険は耕作者たる奉公人が負うのでこ

19世紀初頭のベンガル(略図)



れは直営方式 (mijbad, zerat) とはいえないし、又、耕作者が彼の奉公人であることから農民方式 (raiyati) とも言えない。残念乍ら、この事例についてこれ以上の事は知りえないのだが、恐らくは、ブキャナンが指摘している純然たる直営方式から純然たる農民方式への移行の中間形態であったように思われる。

次に史料の残されている早い事例として、一七九四年に G・ウドニー (G. Udny) が県収税官にあてた藍工場

設立に関する書簡がある⁽³⁾。彼によれば、ベンガル各地で藍業が年々と目ざましい発展を遂げつつあるが、当県の東部・北東部では立ち遅れている。そこで、この地域に藍工場を建設する計画を立て、地主の徴収吏 (tahsildar) から用地の借地状 (patta) を得た。藍作には全面的に農民方式を採用し、農民との間に前貸金、固定買付価格などに関する契約を結ぶ予定である、というものである。

ところで、ブキャナンによれば、この県における初期の農民契約方式は、次の如くである⁽⁴⁾。工場設立当初には、フランターは土地の新参者であり、農民と個別に藍作契約を結ぶことは甚だ困難であった。そこで、彼は、一括契約方式とも呼ぶうる非常に強引な方法をとった。即ち、まず、工場の周辺の村落の村長や有力者 (mandai, principal farmer) を招集し、各村 (manza) の人口、各種土地の面積を示す土地台帳を提出させ、それに基づいてそれぞれの村に対して藍作の割当量を算出し、各村の村長他にこうして計算された村毎の前貸金を一括して渡した。村長他は村に戻り、彼等の影響力を行使して、村民に藍作を引き受けさせ、村民の間に前貸金を分配した。又、種子を支給する場合も、右のルートを通じて村

毎に配った。村民の同意をとりつけた後に、村長他はプランターに藍作契約状(Blue Contract)を提出し、契約された藍作付面積を遵守すべく尽力することを約束した。この契約状には、行うべき耕起・除草、播種の仕方が記されており、更に、農民の生産する藍草、種子に対して支払われる価格も定められている。村長他は、この仲介の労に對して、生産される藍草の一六分の一を得た。前記ウドニーの言う農民方式とは、まさに、この様な村ぐるみの一括方式であつたと思われる。

当然に予想される様に、この一括方式は数々の弊害をもたらしたので、プランターはその後、農民との一括契約方式を個別契約方式へと切り替えていった。⁽⁵⁾

こうして、この県ではクレイトンの書簡からブキャナンの『報告』に至る僅々二〇年の間に、藍作は、直営↓変形された直営↓一括農民契約↓個別農民契約と四転したのである。

隣接するラングブル県については、もう少し詳しい史料が得られる。この県への藍プランターの進出は更に遅く、一七九五年頃であつた。この年、ブライデー(Brydie)なる者が当県カジルハット(Kajirhat)郡に藍

工場を建設すべく五〇ビガの用地の借地許可を申請している。⁽⁶⁾そして、更に六年後の一八〇一年、ブライデーを含む六名のプランターを県内一三名の地主が告発し、前者はそれに対して収税官に反論書を提出する事件があつた。⁽⁷⁾その争点については、第五節で触れるのでここでは言及しない。これらの書簡によれば、この県に進出したプランターは、はじめ、「台地」状の未墾地を開拓して直接経営方式による藍栽培を行うことが有利であるといふ誤った先入観念を持ち、その様な土地に工場を集中させた。だが、恐らくは労働力の調達困難と直営方式の管理上の諸難問の故に、この最初の試みは手痛い失敗に終わり、プランターは没落の淵に立たされた。この危機的時期に、幸いにも彼等は藍をその他の農作物と共存させる方法(輪作・混植)を確立し、藍作を既耕地に浸透させる道を見出した。この輪作・混植体系の確立が農民の藍作に対する反感を緩和させ、更に無利子で前貸金を与える方法によって、農民達は遂には進んでプランターと藍作契約を結び、かつ、自発的に周辺の荒蕪地の開発に乗り出すようになった。言葉をかえれば、プランターが最初に試みて失敗に終わった荒蕪地への藍作の展開が、

経済的誘因を原動力とした農民の自主的努力によって、迂回的に達成されたのである。かくて、この県で洋式藍業が開始されてから六十七年の内に、二万二万五千ピガの荒蕪地が藍畑に転じ、地代を生む様になった。しかも、これは、外部からの労働力の移入を伴わずに、地域内の労働力が有効に動員される事によって達成されたのである。以上の叙述は、主にプランターの提出した反論書に依拠して再構成されたものであるので、無条件に全てを是認する訳にはいかないが、その骨子においては正しく事態を伝えていると考えてよい。

以上の北部二県に関する検討から、最初期の洋式藍業にとつての最大の問題は、起業資金の調達問題を別にすれば、藍原料の供給体系の確立にあり、その課題は労働供給と効率的経営の両面において直ちにボトル・ネックにぶつかった藍作の直営方式から、農家内部の潜在的労働力を動員しうる農民方式に転換することによってはじめて解決され得たのであり、又、この転換を可能にしたのは農民にとって有利な前貸制の採用と藍を中心とする輪作・混植体系の確立であった、と、ひとまず結論しておこう。

- (参考) ちく大雑把にいわば、一ピガ (bigga) は三分の一、一カー、一マン (man) は四〇kgに等しい。又、一ヌー (rupee) = 一六マナ (ana) 一マナ = 二〇ガンタ (gandah) である。
- (1) BDR-DNR (J), No. 481, pp. 310 to 311.
 - (2) Dinajpur Report (M), p. ccxii.
 - (3) BR-P, 8th April 1794.
 - (4) Dinajpur Report (M), p. ccxiii.
 - (5) Ibid., p. ccxii.
 - (6) BR-P, 17th March 1795, Nos. 39 to 40.
 - (7) Ibid., 5th May 1801, Nos. 10 to 12.
 - (8) Ibid., No. 11.

三 藍栽培

一九世紀初頭の藍栽培に関して私が入手しえた史料は豊富とは言えないが、とにかく、それらを検討して藍作の輪郭を示し、若干の問題点を指摘することを試みよう。なお、既に、一九世紀後半ベンガルの藍作については松井透氏による好論文があるので参照されたい。⁽¹⁾

ベンガルで栽培された藍は豆科に属し、適度の気温と水分が与えられれば、砂地や粘性土など栄養分の乏しい土壌でも良好な収量をあげることができる。藍は、むしろ

る地力涵養的であり、他の農作物と輪作或いは混植により組み合わせても自他ともに損傷をこうむることが少ない⁽²⁾。これらの特性の故に、藍は実に多様な土壌・方法で栽培されていたし、又、この時期のヨーロッパ人ブランターは、様々な実験を行い、その可能性を各地域の自然条件の中で更に引き出そうと努力した⁽³⁾。

それでは、本稿の対象時期に行われた栽培方法の主要を示すことにしよう。⁽⁴⁾まず播種時期により、春まきと秋まきとに大別される。春まきは、一月～五月に、大抵は春先の最初の降雨の直後に播種し、約四カ月後の五月～九月に刈り入れる。従って正確には春まきと夏まきに分けるべきであるが繁雑になるので春まきと総称しておく。秋まきは、十月に雨季の水が退き始めた頃に播種し、翌四月頃に刈る。当該の時期においては、この二種の内で春まきの方が分布の広さにおいても収量においても、はるかに重要であった。さて、春まきと秋まきの夫々は更に「台地」型と「低地」型に分かれる。ここで、「台地」とは雨季にも氾濫しない土地を意味し、「低地」とは雨季の氾濫で水没する土地を指す。この二つは必ずしも地域毎に画然と分かれるのではなく、同一地域内にも「台

地」があり「低地」がある場合も多い。そして、「台地」では通常の耕起、整地、除草、施肥が米作ほどの周到さではないが多かれ少なかれ必要とされる。特別な給水は不要だが播種には、春まきでは春先の最初の降雨後を、そして秋まきでは雨季直後を選ばなくてはならない。

「台地」型は「低地」型と比べて労働集約的であるが、収量、品質、そして作柄の安定性においてずっと勝り、更に、しばしば一度目の収穫後にも同じ株から種子の採取や二度目の刈入れが行われる。この様な「台地」は沃土の必要はなく、やせた砂土や粘性土でも良い藍畑となる。他方において「低地」藍は殆ど播種前後の手入れを必要とせず、ただ種子を直まき(chitani)し、あと四カ月すれば刈入れを迎える。秋まきが多いが低湿地であるので給水なしに乾季をこすことができる。かくて「台地」藍に比して粗放で労働節約的であるが、雨季が少しでも増れると大きな被害を受けるし、又、刈入れ後は直ちに増水期を迎えるので種子の採取や二度目の収穫は不可能である。この様に危険度が高いが天候に恵まれると、極めて大量の収穫をあげる場合がある。この「低地」藍は、しばしば河岸や新沖積地(chuar)などの氾濫原のやせ

た土地が選ばれたが、そこは藍を除くと他に目ぼしい作物が出来ず、地代もごく低い無占主地であった。当然の事だが、この種の「低地」であれば他作物との競合問題は少なく、藍作を抵抗なく広めることができた。地域的に言うと、プルニア県南東部では「低地」型が多いが、同県のそれ以外の地域及びディナジブル、ラングブル両県では「台地」型が大半を占めたと考えられる。

前節でみた様に、氾濫原の無占主地や未開の「台地」でない限り、藍は既存の作物との関係を調整することなしには、農民によって広く受容されることは困難であった。この困難を克服する方法として、プランターは藍草を高価格で買付け経済的誘因とするか、既存の作物と調和した輪作又は混植の体系を確立することが必要であった。実際において、彼は高価格策を取ることせず、無利子又は低率利子による前貸制と輪作・混植体系の確立に力を注いだ。前貸制については後節で詳しくみるのでここでは、輪作・混植についてみておこう。⁽⁵⁾最も広く行われたのは、春まき藍においては、冬作として豆類、アブラナを作り、夏作として夏場米の代わりに藍を導入する方法、冬場米の裏作として、カラシナなどの代わりに

藍を作る方法、そして棉花―甘蔗―豆という甘蔗農民が広く採用していた輪作体系の中に、豆の代替物として藍を割り込ませる方法などであった。秋まき藍においては、夏場米の次に、藍をアブラナや大麦、小麦と共に混植する方法が広くみられた。

次に、藍の種子について述べよう。⁽⁶⁾先に述べた様に、種子は春まき藍から一回目の収穫をした後に、犁を入れ土をゆるめて株出しをした藍草から一―一―二月に採取されるので、雨季に水没する「低地」ではその生産は通常は不可能である。従ってプルニア県の南東部の「低地」は近隣の「台地」から種子の供給を仰いでいた。この状況下で「台地」のプランターは、農民から種子を前貸契約により低く固定された価格（一マン当り三ルピー）で買い、南東部に高値（そこでは市価が一マン当り一二ルピー）で売り大きな差益を得た。他方、「低地」のプランターは農民に藍作を行わせる為に、高価格で買入れた種子を市価をはるかに下回る価格（一マン当り三ルピー）で、供給せねばならなかった。これは、プランターによる一種の生産補助金であったと言える。ディナジブル県は「台地」が多く、大半の藍農民は種子を自

給し、又、ある者は県内に存在する「低地」へ種子を供給して利益を得た。この様に、「低地」の藍作にとって種子の供給は死活の問題であった。

それでは次いで藍の単位面積当りの生産性、価格、収益などをみることにしよう。藍作は、良く知られた三年毎の豊作・不作周期に加えて、特に「低地」では早過ぎる氾濫や雨季明け時の異常な増水により壊滅的被害を蒙る事も稀ではなく、年々の作柄変動が甚しい作物である。それと同時に、次に示す様に、地域毎に収量の顕著な格差があったことは、一九世紀を通じてしばしば発生した藍農民騒動の分析等に際して是非心得おくべき事柄である。例えば、ブルニア県南東部の「低地」では一ビガ当り一三・三束（一束は周囲約一六〇〜一七五cm）であり、ディナジブル県では主力をなす春まき「台地」（砂土）で、一ビガ当り二五束（一束は周囲一八〇cm）、同（粘性土）では、ある所では一〇束、他では二〇束（ここでは更に種子が大量に採れる）、同「低地」（水田）では、一六〜七束、そして、作村面積において第二位を占める同「低地」（氾濫原）では豊年には六〇束（しかし三年に一度は壊滅状態になる）であった。

さて、次に藍作のビガ当り粗生産をみよう。まず藍草の価格水準を調べると、概して言えば、ブルニア県で安く（一ルビー当り一二〜一六束）、ディナジブル県で高い（一ルビー当り八〜一二束）。この結果、ビガ当り粗生産は、前者で、一・一ルビーなのに對し、後者で、春まき「台地」で二・五ルビー、同「低地」で、一・六〜二・〇〜五・〇ルビーという数値が得られる。

最後に以上のデータをもとにして、農民にとって藍作の得失を考えてみよう。その為の前提として、藍の主要なる競合作物である夏場米の基礎数値を示すと、平均収量はビガ当り七マン、平均価格は一マン当り〇・四ルビー弱であるから、ビガ当り粗生産は二・七五ルビーとなる。ブキヤナンに従って、この二〇%を氾濫等による損失の補填にあてると、実際の粗生産は二・ニルビーとなる。ディナジブル県でも夏場米は、平均的にみて、収量はビガ当り六マン、価格は一マン当り〇・三三ルビーであるから、ビガ当りの生産額は二ルビーとなる。これを基準とし、前掲のデータと比べると、ブルニア県の農民は夏場米に代えて藍作を行うことにより明白な損失を蒙っている。他方、ディナジブル県では、若干の地域では

表 1 ディナジブル、ラングブル、ブルニアの藍作付面積と藍生産額

	藍栽培		藍製造	
	面積 (ピガ)	生産額 (ルビー)	工場数	生産額 (ルビー)
ディナジブル	15,000	38,000	21	250,000
ラングブル	79,000	127,000	n. a.	644,000
ブルニア	156,000	156,000	77	866,000
	250,000	321,000		1,750,000

(出所) *Dinajpur Report*, p. 333.M. Martin (ed.), *Eastern India*, vol. 5, 1838 (1st.), 1976 (rep.), pp. 699 to 711.

表 2 北部三県の土壤構成

		耕 地		総面積
		粘性土	粘性砂土	
Dinajpur	「台地」	1970	1615	3585
	「低地」	—	—	—
	計	1970	1615	3585
Rangpur	「台地」	110.5	1882	1992.5
	「低地」	31	1165	1196
	計	141.5	3047	3188.5
Purnea	「台地」	234	1809	2045
	「低地」	805	1265	2070
	計	1039	3074	4115

(出所) *Dinajpur Report*, p. 331.*Eastern India*, pp. 698 & 707.

藍作への転換は損失を意味するが、より多くの地域では、むしろ得になる、という結果を得る。ところで表1は、ディナジブル、ラングブル、ブルニアの三県の藍作付面積(推定)を示すものであるが、そこからは右の分析と一見矛盾する数値がみてとれる。即ち、藍作が明白に損失となる筈のブルニア県で最も多くの面積が藍作にあてら

れ、むしろ、藍作の有利な筈のディナジブル県で作付面積が最小となっている。この矛盾を説明する為にはより詳しい史料を求め検討することが必要であるが、少くとも次の点を指摘しうる。(1)まず、地質的特性がある。表2にみられるようにディナジブル県は粘性土(clay)が他県と比べて圧倒的に多く、この為に県の大きな部分が

冬場米の単作帯をなしており、ここには藍作は入り込めないのに対し、ブルニア、ラングブルの両県は、粘性砂土(loam)が多く、又、無占主の氾濫原も多いので、藍作の展開が比較的容易であったこと。(2)ディナジブル県のほぼ全域は一七九九年頃まで単独の大地主の所有下にあったのに対し、ラングブル、ブ

ルニア両県には多数の中小地主がいた。プランターにとっては当然に後者の方が御し易く、従って藍作の展開も容易であったと思われること。

ところで、藍農民にとっての藍作の得失を十分に吟味する為には、藍作を彼の農業経営全体の中に位置付けることが必要だが、残念乍ら、手元の史料には当該期についてそれを果すに足る材料がない。この点は他日を期すことにしたい。

- (1) 松井透「十九世紀インドのアイ産技術について」『青山経済論集』一〇一—一〇二、一九五八年、六三—九〇頁。
- (2) *Purnea Report*, pp. 391—392; *Dinajpur Report*, pp. 208—209.
- (3) BR-P, 5th May 1801, No. 11; *Dinajpur Report*, p. 209.
- (4) 耕作方法については、*Purnea Report*, pp. 391—392; *Dinajpur Report*, 208—209.
- (5) 輪作・混植は、*Purnea Report*, pp. 390, 391, & 397; *Dinajpur Report*, pp. 209—210.
- (6) 種子は、*Purnea Report*, pp. 392, 396 to 398; *Dinajpur Report*, pp. 208—209.
- (7) 作柄変動は、*Dinajpur Report*, pp. 208—209; Anon., *Rural Life in Bengal*, London, 1860, pp. 90, 94 & 118.

- (8) 収量は、*Purnea Report*, pp. 389, 391 & 396; *Dinajpur Report*, pp. 208—209.
- (9) 価格は、(8)に同じ。
- (10) 夏場米は、*Purnea Report*, p. 392; *Dinajpur Report*, pp. 334 to 335 (Table-VI).

四 藍製造業

ブキャナンは、『ディナジブル報告』の中で、同県の藍工場の生産工程を詳しく記述している。⁽¹⁾だが、それを詳しく紹介する紙幅はないので、そこに描かれている姿が一九世紀中頃のナディア県の工場の生産工程⁽²⁾、及び、松井氏の示された一九世紀後半におけるそれと基本的には同一であることのみを述べておこう。

さて、以下においては、ディナジブル県の藍プランターのタッカーがブキャナンに提供した諸数値(表3としてまとめてある)に基いて、同県の年生産能力一〇〇マンというやや小型の工場の経営構造を分析することを試みた。

ブキャナンは右の諸数値をもとにして、表4に示した如き試算を行い、この工場の所有者(owner)の純益を

表 3 タッカーの提供した数値 (年産 100 マンの藍工場)

建物、道具	2,500	
藍草 (20,000 束)	2,000	
製造コスト 一束当り 2 アナ	2,500	
永雇使用人	600	
こげつき償権	500	8,100
管理者給与		3,600
		11,700

(註所) *Dinwipur Report (M)*, p. cxxi.

表 4 ブキャナンによる純益計算

期首費用	Rs. 11,700	
利子 (年率 12%)	Rs. 1,404	Rs. 13,104
期末資産残高を控除		Rs. 1,700
年間総費用		Rs. 11,404
粗収入 100 マンの藍	@ Rs. 140	Rs. 14,000
純益		Rs. 2,696

(出所) 同上。

表 5 筆者による補正計算

期首費用	Rs. 8,100	
利子 (年率 12%)	Rs. 972	Rs. 9,072
期末資産残高を控除		Rs. 1,700
年間総費用		Rs. 7,372
粗収入		Rs. 14,000
純益		Rs. 6,628

(出所) 同上

二六九六ルーピーとした。年間総費用 (一一四〇四ルーピー) に対して、二三・六%の利益率である。

しかし、彼の算定方法は植民地的歪みをもつものであり、ベンガル農業社会の構造分析という観点からは不十分である。この点をもう少し詳しくみておく。まず第一

には、所有者と管理者 (superintendent) を設け、後者への高額給与 (三六〇〇ルーピー) を経費として控除していることである。彼自身、インド人所有下にある製糖工場の経営分析を示した際には管理者の費用を計上していない。表 4 より知られるようにこの藍工場は全投下資本

が借金によって賄われおり、所有者とは言っても借入資金の保証人の如き存在と考えられるから、彼と管理者とはむしろ共同経営者の関係に近いのではなからうか。そうであれば、右の高額給与は経費ではなく利益とみなすべきものであろう。第二に、農民の累積負債からの利子収入が省かれている。第三に、彼等は、第三節でみた様に、大規模な開発のイニシアティブをとり、更にその他の土地についても、

表 6 洋式藍業の効率における地域性

		ケース(1)ディ ナジブル県 (春まき「台 地」。砂土。藍 作適地)	ケース(2)ディ ナジブル県 (春まき「台 地」。赤色粘 性土)	ケース(3)ブ ルニア県 (県南東部)
藍 裁 培	①収量 (1 ビガ当り束数)	25	20	13.3
	②価格 (1 ルビー当り束数)	10	10	12
	③染料分含有度 (藍 1 マン生産に 要する藍草束数)	200	200	294
	④工場当り必要藍作付面積 (ビガ)	800	1000	2211
藍 製 造	⑤共通費用部分 (建物・道具の年間償 却費+永雇使用人賃 金+こげつき償値)	1900	1900	1900
	⑥藍草購入費 (ルビー)	2000	2000	2450
	⑦間接製造費 (ルビー)	2500	2500	3675
	⑧利子 $\left(\frac{⑧=(⑤+⑥+⑦)+\text{期末資産残高(Rs.1700)}}{\times 0.12} \right)$	972	972	1167
	⑨年間総費用 $\left(\frac{⑤+⑥+⑦}{⑦+⑧} \right)$	7372	7372	9192
	⑩粗収益 (②Rs. 140)	14000	14000	14000
	⑪純 益 (⑩-⑨)	6628	6628	4808
藍 作 と 藍 製 造 の 関 係	⑫プランターのビガ当り純益 (⑪÷④)	8.29	6.63	2.17
	⑬=⑨÷④	9.22	7.37	4.12
	⑭内 ⑬農民取分 (①÷②)	2.50	2.00	1.11
	⑮ ⑬製造費 (⑬-⑭)	6.72	5.37	3.01

奸計を用いて借地権を獲得し、農民に小作させる事があった。(3)ここからの小作料収入も、時には、無視しえない大きさに及んだ。これも、表3には表われていないのである。

これらの補正すべき諸点の内、差し当り、第一点のみを取り上げて純益を計算し直すと、表5となる。ここから明らかな様に、もし工場所有者が他の在来農村工業(例えば糖業)にみられる様に自分で工場管理を行えば、彼は六六二八ルビ(年間総費用に対して実に八九・九%)を純益として得るのである。

次いで、タッカーの提供

した右のデータを土台とし、それにディナジブル、プルニア両県の合計三組の藍草価格、藍一マン当りに要する藍草の束数を代入して、工場主からみた経済効率について、地域差を検出してみよう。その作業の結果は表6に与えられている。この表に依拠してごく大括みに述べるなら、ディナジブル県の諸数値と比較するとプルニア県では藍作の反収が低く(コラム①)、又、染料分の含有量も劣る(コラム③)。ただし両県の藍工場の技術水準は等しいものと仮定する) 為に、製造コスト(コラム④)が高く、それが先に触れた藍草の買付け価格の低さ(コラム⑭)と工場主側の純益の小ささ(コラム⑩)をもたらし、それが読みとれる。別の言い方をすれば、藍工場の経済効率は藍作及び藍草それ自体の生産性によって非常に大きく制約されていたのである。前節の表1で示された藍作付面積の巨大さにも拘らず、プルニア県の藍業は低収益性に苦しんでいた、と言って良い。この事が、この県においてプランターの藍農民に対するより厳しい態度として結果するだろうことは十分に予想されるのである。

(1) *Dinajpur Report (M)*, p. cxxii.

(2) *Rural Life in Bengal*, pp. 114 to 141.

(3) *BR-P*, 5th May 1801, Nos. 10 & 11; *Purnea Report*, p. 394.

五 藍栽培の政治経済学

本節では、今まで度々言及してきた藍作の個別農民契約、就中、前貸制について、より具体的に検討し、合わせて、藍農民・プランター・地主の三者の関係を考察する。

まず、個別的農民契約をみる。⁽¹⁾ プランターは、春まき藍の作付に数カ月先行する十二月末頃に、工場の周辺の五・六マイル圏内の農民と、一人一・三ビガ程度の作付契約を行い前貸金を与えた。この前貸金は、しばしば藍草の購入価格に近く、さもなくとも、藍作の全コストをカヴァーする額(ディナジブル県でビガ当り一・二五ルピー)に達していた。種子生産の盛んな地域では、種子についても買付契約が結ばれていることが多い。プランターは、契約を結んだ農民に対しては播種の行われる以前に、差配を派遣し藍を植付けべき畑を指定した。播種後に再び測量人(amin)を送り、各農民が指定さ

れた畑に契約通り作付を行っている事を確認させる。もし、作付面積の不足が発見された時には、前貸金の返済を求めるのではなく、他の作物の植付けられた畑をつぶして、藍を植え直すことを命じた。この時に、農民とプランターの間でトラブルが多発しがちであった。更に、この後も、プランターは随時に監視人を送って適切に藍畑の手入れが行われていることを確認した。この監視人がしばしば農民から賄賂を要求し、又、農民と共謀してプランターを騙すことが、プランターの頭痛の種でもあった。さて、刈入れが始まると、各農民の藍草はプランターの経費で工場に運ばれ、計測人によって納入量（束数）が測られ、記帳された。年末になると、プランターは各農民の勘定を改め、もし、納入量が不足している時には、残高は次年の藍草から差し引かれる。ところで、年末には時を同じくして次年度の前貸金の支払いも行われるが、プランターは農民の未払残高をこの次年の前貸金から控除することはしなかった。これをする、農民は新たな作付が出来なくなるからである。さて、ブギヤナンの観察する所によれば、農民は年々の生産量の変動の著しい藍作にあっては、「遅かれ早かれ殆ど全員が負

債に陥る」ことになる。前貸金は初年度は無利子であるが、二年目にかかると、月一%（年利一二%）の利子が課せられた。この結果、ラングブル県では洋式藍業がスタートして僅か六十七年の内に、「大きな負債が発生した」。デイナジブル県では、前節の表3に示された様に、年間の藍草購入額の四分の一に等しい額が、こげつき債権として計上されている。かくして、藍農民は一方でプランターから年々の藍作コストを賄うにたる額を前貸金として与えられ生産を継続させながら、他方でプランターに対する借金が膨れ上がってゆくという泥沼状況（一種の債務奴隷）に追いやられていった。

では、農民は何故藍作に巻き込まれたのであろうか。先に述べた一八〇一年のラングブル県のプランターの反論書及びブギヤナンの『ブルニヤ報告』は、これに一つの明確な答えを与えている。⁽²⁾それを、私なりに要約して示すことにしよう。一九世紀初頭のベンガル地方の農民は、地主への高額地代の支払いに苦しんでおり、その為にしばしば家財道具や家畜を売り、又、農村の在来⁽³⁾の金貸から極めて高率の利子（年率五〇〜三六〇%）で借金を重ねることを強いられた。この状況の中で、藍プラン

ターの与える無利子の前貸金は非常に貴重なものであった。従って、農民達は、藍という商品作物の栽培から収益を得ることを期待してではなく、この低利の農村信用を獲得する必要条件として、藍作を行った。ブギャンンの言葉によれば、「農民は信用供与を望むものでなければ、誰も藍作を行おうとする者はいない」のである。⁽⁴⁾ところで、農民が藍作を受け入れた経済的理由が右の如くであったとしても、藍作の急激な拡大は単にこの理由のみによったものではなかった。この点の考察は、我々を、藍作の政治学的側面へと導かざるを得ない。

既にみた様に、最初に藍工場を設立したプランター達は、藍原料の供給を確保する為に近隣の村落の有力者を呼び寄せて、各村に藍作の一括割当てを行ったのであるが、これはプランターが「征服者カースト」に属し⁽⁵⁾、治外法権的な権力を行使し得たからこそ可能であった。⁽⁶⁾事実、現地商人が主力をなす甘蔗や米穀の買付けにおいて、管見の限り、かかる方法は通常は行われていなかった。しかも、右の一括割当てにおいて、村内の八〇家族毎に連帯責任を負わせたことをブギャンンは記録している。⁽⁷⁾これは、事実上のプランターによる強制栽培であったと

いうことも出来る。尤も、この様なプランターの強引な方法は会社政府といえども容認するところではなく、一括割当てはやがて個別的契約へと転換したのであるが、ともかくも、初期の藍業の急速な展開は、ベンガルの英国植民地化という政治状況なしには有り得ないことであったろう。その後も、右の連帯責任の如き露骨な方法は影を潜めたとはいえ、前貸金の押し付けなどのプランターによる農民に対する専横は絶えることはなかった。⁽⁸⁾

さて、地主は、プランターに対していかなる反応を示したのであろうか。経済的にみれば、藍業の展開は、未開地の開発による地代収入の増大、及び、プランターによる農民への前貸金支払いが農民の地主への地代支払を容易にするなどの利益を地主にもたらした⁽⁹⁾が、反面では、藍プランターが藍作農民に保護を与⁽¹⁰⁾える為⁽¹¹⁾に彼等からの滞納地代の取り立てが困難になったり、プランターによって従来地主が農民に課してきた不法徴収が告発されるなどの不利益も生じた。⁽¹²⁾特に地主にとっては、前代の「領主権」の継承者としての権威が、プランターの存在により失墜することは耐え難いことであった。⁽¹³⁾かくして、地主は早い時期からプランターに対する在地の敵対

者として立ち現われている⁽¹²⁾。地主の對抗措置としては、藍畑の地代を著しく引上げること⁽¹³⁾、及び、地所内の藍作農民に対して焼打ちを含む危害を加え藍作を放棄させようとするものがしばしばとられた⁽¹⁴⁾。この結果、地主とプランターの間で暴力沙汰が頻繁に発生したのである。

それでは、最後に、農民は、プランターや地主に対してどう反応したのだろうか。当該時期には、農民による組織的な反プランター或いは反地主運動はまだ知られていない。史料に言及されている彼等の抵抗手段は専ら逃亡することであった⁽¹⁵⁾。尤も、農民の上層部分、特に富農たちは、先にみた様にプランターと一般農民の間に立ち懷をあたためることがあったし、又、前貸によらずに藍を作りプランターに市価で売り付ける事も可能であったのである。かくて、農民諸階層の対応は相當に複雑で錯綜したものであったと推測される。残念乍ら、現在までに私の入手しえた史料からは、こうした点を実証的に明らかにすることはできない。

- (1) *BR-P*, 5th May, 1801, No. 11; *Dinajpur Report* (*M*), pp. ccxii to ccxiii.
(2) *BR-P*, 5th May, 1801, No. 11; *Purnea Report*,

pp. 394 to 395.

- (3) *Ibid.*
(4) *Purnea Report*, pp. 394 to 395.
(5) *Dinajpur Report* (*M*), p. ccxiv.
(6) *Ibid.*
(7) *Ibid.*, p. ccxiii.
(8) *Ibid.*, pp. ccxiii to ccxiv.
(9) *BR-P*, 5th May 1801, No. 11.
(10) *Ibid.*
(11) *Ibid.*; *Dinajpur Report* (*M*), p. ccxiv.
(12) *BDR-DNR* (I), No. 481, pp. 390—391.
(13) *BR-P*, 5th May 1801, No. 11.
(14) *Ibid.*
(15) *Ibid.*

六 結言

もはや、許された紙数を超えているので、ごく簡単にこの小稿から浮び上がってくるベンガル農業社会の構造的特質を述べて、ひとまずの結びとしたい。

序言で述べた様に、農村工業及び商品作物栽培において、海外市場向けと国内市場向けとは、その生産・流通の諸側面で、相當に異った点がみられた。だが、私は、

むしろ、両者に共通して貫徹する特徴——これは次稿以下における国内市場向け生産に関する研究を先取りすることになるのだが——に注目せざるを得ない。それを一言でいえば、在来の土地制度構造に由来する高額地代が農民経済を強く規定しており、その結果、大多数の農民は一方で相当深く商品経済に巻き込まれながら、しかし、結

局においては市場経済から疎外されている、という一種のパラドックスである。とはいえ、言うまでもなく、これは、なお暫定的な結論に留まっており、今後の研究の中でより具体的に展開されていかねばならないことである。

(一橋大学助教授)